

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会
第 159 回定例会・会議録

日 時 平成 28 年 9 月 7 日(水) 18:30~20:50
場 所 柏崎原子力広報センター 2F 研修室
出席委員 池野、石川、石田、桑原、三宮、須田(聖)、須田(年)、
高桑、高橋(優)、竹内、武本、千原、中川、中村(伸)、
町田、三井田
以上 16 名
欠席委員 石坂、高橋(武)、高橋(新)、内藤
以上 4 名
(敬称略、五十音順)

その他出席者 原子力規制委員会原子力規制庁柏崎刈羽原子力規制事務所
平田所長 藤波副所長 佐藤防災専門官
資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所 日野所長
新潟県 原子力安全対策課 市川広報監 今井主査
柏崎市 防災・原子力課 近藤課長 関矢課長代理
若月主任
刈羽村 総務課 吉田主幹 野口主事
東京電力ホールディングス(株) 設楽所長 須永副所長
宮田原子力安全センター所長
佐藤リスクコミュニケーター
長原防災安全部長
武田土木・建築担当
瀧澤放射線安全 GM
山田地域共生総括 GM
立脇地域共生総括 G

(本社) 宗立地地域部長
佐藤リスクコミュニケーター
増井安全調査 GM

(新潟本部) 橘田新潟本部副本部長
林新潟本部副本部長

ライター 吉川
(公財) 柏崎原子力広報センター 石黒主事 坂田主事

◎事務局

それでは定刻となりましたので、ただ今より「柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会」第 159 回定例会を開催いたします。

最初に本日お配りしました資料の確認をさせていただきます。まず事務局からは「本日の会議次第」、「座席表」、そして「委員からの質問意見等」です。また、委員の方への限定配布となりますが、A5 サイズの「質問・意見用紙」がございます。

続きまして、オブザーバーからの配布資料になります。規制庁からは「地域の会第 159 回定例会資料」、資源エネルギー庁からは、「前回定例会(平成 28 年 8 月 3 日)以降の主な動き」、新潟県からは 3 部届いております。「前回定例会以降の動き」、あと右上に「地域の会資料」と四角で囲んである 9 月 7 日のものです。最後に、「地域の会委員質問への回答」になっております。

柏崎市からは、「地域の会委員ご質問への回答」が 1 部届いております。刈羽村からも「委員質問・意見等への回答」として 1 部届いております。

東京電力ホールディングス株式会社からは 2 部資料が届いております。第 159 回地域の会定例会資料「前回定例会以降の動き」と、「廃炉・汚染水対策の概要」です。

以上でございますが、揃っておりますでしょうか。

それでは、ここからの議事進行は桑原会長よろしくお願いいたします。

◎桑原議長

皆様こんばんは。お疲れ様でございます。それでは、第 159 回の定例会を始めさせていただきますと思います。

まず初めに、前回定例会以降の動きということで、東京電力、規制庁、エネ庁、新潟県、柏崎市、刈羽村の順に説明をお願いしたいと思います。ご質問、ご意見等につきましては、刈羽村まで終わり次第お受けしたいと思いますのでよろしくお願いをしたいと思います。それでは東京電力からお願いをいたします。

◎須永副所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

はい。東京電力の発電所の須永です。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきますが、資料のほうですが「第 159 回地域の会定例会資料」と中央に記載されておまして、右上に、東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所と記載してあります資料をご覧くださいというふうに思います。いつものように右下にページが振っておりますのでそちらも参考にいただければというふうに思います。

それでは表紙をご覧ください。不適合関係について 4 件発生をしております。その内の 2 件につきましてはケガ人の発生について、ということでございます。その 1 件目は、3 号機の原子炉建屋の屋上で、もう 1 件は 2 号機、3 号機の地下連絡通路において、ケガ人が発生をしております。誠に申し訳ございません。詳細につきましては、5 ページ、11 ページに記載をしておりますので後ほどご覧いただければと思います。

それでは、その他の 2 件について説明をさせていただきます。1 件目につきましては、1 枚めくっていただきまして 3 ページをご覧ください。先月 5 日に公表して

おりますが、区分はⅢになります。「大湊側ディーゼル駆動消火ポンプ用燃料タンクの点検期間超過について」です。先月 5 日、消火ポンプ用燃料タンク点検のための手続きを行っていたところ、当該タンクに関する自主点検の周期が適切に設定されておらず、労働安全衛生法に定める定期期限を超過していることを確認し、公表をいたしました。具体的に申し上げますと法令による周期は 2 年以内となっておりますので、本年 7 月 23 日が期限でありました。計画では本年度末までに実施する計画となっておりますので、どうしてこういうふうなことになってしまったのか、ということで今後なぜ点検期限を超過したのか、原因を調査していきます。

2 件目につきましては、9 ページをご覧ください。当発電所の発煙の発生についてです。区分はその他になります。先月 30 日になりますが、7 号機の原子炉建屋の中 3 階において、こちらの場所は非管理区域になりますけれども、固定式消火設備の設置工事の配管サポート溶接を実施していたところ、近接するフレキシブル電線管の表面被覆から発煙したことから水をかけまして発煙が収まったことを確認いたしました。その後、公設消防による現場確認の結果、「火災ではない」というふうに判断をされております。発煙につきましては、溶接時に何らかの原因で電線管に電流が流れて加熱したことが原因と推定しておりますけれども詳細につきましては現在調査中でございます。

次に発電所に関する情報について 2 件説明させていただきます。一つ目は地域の皆様への説明会の開催についてです。25 ページをご覧ください。どうぞ真ん中から後ろくらいになりますが、25 ページをご覧ください。

先月の 28 日に公表しておりますけれども、今月の 13 日に柏崎市にて、14 日には刈羽村にて地域の皆様への説明会を開催をすることといたしました。ご都合が許せば、委員の皆様にもご参加いただければと思います。

次に、原子炉圧力容器の製造方法及び製造メーカーの調査結果について、です。1 枚めくっていただきまして 27 ページをご覧ください。原子力規制委員会殿から指示をいただいたフランス国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る調査について、に基づき、原子炉圧力容器の製造方法及び製造メーカーの調査結果について今月 2 日、原子力規制委員会殿に報告をいたしました。報告した当発電所、福島第 2、東通の各プラント共に原子炉圧力容器の一部に鍛造鋼の使用が確認をされております。今後指示内容に基づきましてこれらの鍛造鋼が JIS 等の企画を上回る炭素濃度領域、この場合は高濃度の炭素偏析部になりますけれども、これが含まれている可能性について評価をいただきまして 10 月末の報告期限までに報告をする予定でございます。

あと、資料をちょっと離れてしまうんですが、前回の定例会で説明させていただきました濾過水タンク天板の変形について町田委員からご質問、ご意見を頂戴してございます。「ベント管が養生された状態で水抜きをしたことに対しての説明がなかったのも、委員自らが原因を推測していただき、且つ当社が報告している内容については、原因と再発防止をしっかりと示すべきだ」とのご意見をいただきました。当該濾過水タンクについては塗装工事と水系関連の点検を実施しておりました。こうした状況の中で作業を行った作業員間のコミュニケーションが不足していたこと、

水抜き作業を行った作業員はベント管が養生されていることは把握していなかったことを確認しております。原因はこの辺りにあると推定はしておりますけども、完全に水抜きが終了していないため、タンクの内部の損傷の状況を把握しておりませんのでしっかりと状況を把握し、評価した上で原因と再発防止対策について公表したいというふうに考えております。その原因と対策を踏まえて町田委員には改めて回答したいというふうに思いますのでご理解をいただければというふうに思います。

またご意見としていただいた、原因と再発防止対策をしっかりと示すことにつきましては事象の報告と併せて、できる場合にはできる限り取り組んで参りますが、迅速に事象を公表することも重要と考えておりますので、事象に応じてできる範囲で取り組んで行きたいというふうに考えております。その場合当然、原因と再発防止対策がまとまれば公表をしまいたいというふうに思います。委員の質問に直接お答えしてませんが本日はご理解いただければというふうに思います。

資料に戻りますけれども、この他に原子力安全改革に対する自己評価について毎回配布させていただいております。安全対策の取り組み状況について新規制基準への適合申請への状況などについても資料を添付させていただいておりますので、お時間のある時にご覧いただければと思います。

私からは以上でございます。福島の状態につきまして本社 RC の佐藤から説明をします。

◎佐藤リスクコミュニケーター（東京電力ホールディングス（株）・本社）

それでは福島第一の状況についてご説明いたします。資料はいつものように、横長の大きな紙をご覧ください。1枚めくっていただきまして2/8のページでご説明します。

まず左上にございます「1号機原子炉建屋カバー壁パネル取り外し開始」でございます。プールからの燃料を取り出すにあたりまして、現在リアクタービル全体を覆っております、建屋カバーを解体しているところでございます。来週からはカバーの内の壁パネルを取り外す予定としております。全ての壁パネルを取り外し終えるまでに3か月程度かかるというふうに考えております。ここの写真にございますように、ちょっと見にくいんですが、中央の部分に飛散防止剤が撒かれている、白っぽくなっているところが飛散防止剤が撒かれている様子になります。この写真にございますように飛散防止剤などを撒きながら塵や埃などが風で飛ばされないようにしながら慎重に作業を進めていく予定としております。

続きまして、その右隣の「陸側遮水壁の状況」でございます。陸側遮水壁は1から4号機を取り囲む形になりますけれども、このうち海側の部分につきましては3月末から凍結を始めておまして99%のエリアで0℃以下になっております。一方陸側の部分につきましては6月から凍結の範囲を広げておまして、現在徐々に地下水の堰き止め効果が表れてきているという状況でございます。8月の状況ですけども90%以上の範囲で0℃以下になっていることを確認しております。今後ですけれども、引き続きマイナス30℃の冷媒を凍結管に流しながら凍結範囲を、凍結を進めていく予定としております。

次にその隣の「労働環境の改善に向けた作業員へのアンケート」になります。作

業員の方々の生の声を聞くためにこれまで定期的にアンケートを取っております。今回 8 月 25 日に 7 回目のアンケートを配布したところでございます。福島第一の敷地の中には 7 階建ての大きな休憩所を建設しましたが、以前のアンケート結果なども参考にしまして、その中に追加でコンビニやシャワールームなどを設置しております。皆さんに大変喜ばれております。今回のこのアンケートにつきましても集約した後、今後の更なる改善に役立てていきたいと考えております。

当社の説明は以上になります。

◎桑原議長

はい、ありがとうございました。それでは引き続きまして規制庁さんお願いをいたします。

◎平田柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

こんばんは。規制庁柏崎刈羽原子力規制事務所の平田です。

それでは規制庁の資料をご覧ください、まずここ 1 か月の動きについて説明いたします。右肩に資料 1 と書いてありますが 8 月 3 日の「前回定例会（7 月 6 日）以降の動き」ですが、規制委員会としては本日分はちょっと反映、間に合っておりませんが、8 月 3 日、24 日、31 日とご覧のとおり開催されております。8 月 3 日の分は前回定例会でもご紹介しましたが、第 1 四半期の保安検査の実施状況について委員会に報告しております。

それから、その下の 6、7 号炉の審査状況ですが、これも 8 月 3 日から 31 日にかけてご覧の通り開催されております。この中ではヒアリングがほとんどなんですが、8 月 30 日に「地震による損傷の防止について他」で審査会合が行われております。

その下、面談ですが、これは 8 月 5 日、8 月 17 日開催されております。この中で 8 月 17 日の下のポツですが、「日本鑄鍛鋼株式会社製の鍛造鋼の健全性に関する面談」ということで、これ先ほど東京電力さんからも紹介がありましたが、フランスで発生している鍛造鋼の強度に関する問題について、国内の事業者さんに規制庁から指示書を出しておりますが、それについて事業者さん、それから当該の会社からまず説明を受けているものでございます。

その下ですがちょっと前後しますが、「法令及び通達に係る文書」の中で 8 月 24 日、フランスの原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る調査について指導文書を手交、これでもって国内の事業者さんに調査の依頼を出しております。9 月 2 日が先ほど東電さんからも紹介があったとおり、まず鍛造鋼を使っているかどうかという報告を受けております。これを受けて各社ともですね鍛造鋼は使っておりますので、今度は炭素偏析の可能性があるかを含めた詳細な調査については 10 月の末までに改めて報告をいただく予定になっております。

その下の事務所関係ですが、これは平成 28 年度の第 2 回保安検査を今週の初め、月曜日からですね来週の金曜日にかけての 2 週間の予定で現在実施中でございます。今回の検査の項目については、まず 1 番目がマネジメントレビューの実施状況。これは本社での検査を行います。本社というのはまさに社長が東京電力としての原子力部門の 1 年間の QMS（品質マネジメントシステム）の状況をレビューをするわけですが、平成 27 年度のレビューが今年の 5 月に行われておりますので今回

の保安検査でそのレビューが適切に行われているかということをお社に行き確認するものでございます。併せて、このお社のレビューへの報告として各発電所がそれぞれ発電所ごとにレビューをしておりますので発電所長のレビューの実施状況、これはこちらの発電所側で確認いたしますが、それを同時に検査をいたします。

3番目が内部の監査、内部監査の実施状況。4番目が安全対策工事に係る業務の計画及び実施の状況。これは、安全対策でいろいろな設備等が設置されておりますのでその保全ですとか、それから運用に係る状況について検査をするものでございます。

それから、緊急時の措置の実施状況。これも緊急時ですね、いろいろな装備品がございまして、これについて点検が適切に行われているか、それから訓練が行われているか、を含めた内容について検査をするものでございます。今回は以上の5項目について第2回の保安検査として現在実施中です。

それから、その下の放射線モニタリング情報ですが、これあの変更のあったもの、最新のものをお載せておりますが、都道府県のモニタリングポスト近傍の1mの空間線量、これ本日改定されております。それから福島第一発電所近傍の海水の放射能濃度、これは昨日改定されております。いずれも有意な変動はございませんでした。詳細についてはここに書かれているアドレスを参照いただければと思います。

その裏の資料2ですが、これは高桑委員から原子力災害対策指針についてご質問をいただいていたもののお本庁側からの回答をここにまとめております。詳細については後ほどご覧になっていただければと思います。規制庁からは以上です。

◎桑原議長

はい、ありがとうございます。それでは引き続きまして資源エネルギー庁さんお願いをいたします。

◎日野柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

はい。資源エネルギー庁の日野です。よろしくお願ひします。

お手元に配布しておりますタイトルが「前回定例会以降の主な動き」、右側に資源エネルギー庁と記載されている資料をご覧ください。

「1. (1)」について、8月9日に、地層処分技術ワーキンググループが開催されております。今回は科学的有望地の要件・基準について議論がなされております。

続きまして(2)、9月1日に放射性廃棄物ワーキンググループが開催されております。全国的な対話活動の取り組み、科学的有望地の提示に係る要件・基準などについて議論がなされております。

続きまして、その他事項の(1)、8月9日に省エネルギー小委員会が行われております。省エネ政策の現状と課題などについて議論がなされております。

続きまして(2)、8月30日に電力基本政策小委員会が開催されております。小売全面自由化に関する進捗状況などについて議論がなされております。

続きまして(3)、9月1日に資源・燃料分科会が開催されております。資源の開発、石油精製・流通に関する課題の今後の検討の進め方などについて議論がなされております。

以上が、資源エネルギー庁からの報告になります。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは引き続きまして新潟県お願いします。

◎市川原子力安全対策広報監（新潟県）

お晩です。新潟県原子力安全広報監、市川でございます。

お手元でございます、「前回定例会以降の動き」右肩に白抜きで新潟県と書いてある資料をご覧ください。

まず1番目でございます。安全協定に基づく状況確認を8月8日に柏崎市、刈羽村と共に実施をしております。確認内容につきましては記載のとおりでございます。

次2番目でございます。安全管理に関する技術委員会といたしまして、まず8月10日、平成28年度第2回の技術委員会を開催しております。この時におきましては課題別ディスカッションの「地震動による重要機器の影響について」これまで議論した内容について、委員のほうで取りまとめたものがございます。この内容について説明をいただきました。加えまして今後の議論の方向性についても説明をしております。また東京電力から柏崎刈羽原子力発電所のトラブル、ケーブルの不適切な敷設、それから5号機における制御棒の過挿入動作、この2つについて説明を受けまして、内容を確認いたしました。

続いて8月24日。課題別ディスカッション、「地震動による重要機器の影響」を開催しております。6月21日に技術委員会として現地調査、福島第一原子力発電所の現地調査に行っておりますけれども、その現地調査を踏まえまして、福島第一原子力発電所の交流電源喪失、この原因について議論を行いました。また今後の話になりますけれども福島第一原子力発電所の1号機、こちらで起きた水素爆発について原因究明等のため、今後東京電力が水素爆発のシミュレーションを実施するというので、それについて今後、方法等について確認していこうという回になっております。

次に3番目でございます。「東京電力ホールディングス・新潟県合同検証委員会」でございます。8月31日に同委員会の第1回目の会合を開催しております。これは東京電力が設置いたしました第三者委員会、こちらのほうで検証が不十分とされた項目について、東京電力からの協力要請を受けまして、東京電力・新潟県が合同で検証していこうという委員会でございます。第1回目の委員会におきましては、委員長に新潟県技術委員会の山内委員、副委員長に東京電力ホールディングスの小森フェローを選任致しまして会議を進めました。会議の中では技術委員会が第三者検証委員会に検証を求めた項目のうち未検証であった項目、それから検証が不十分であった項目について東京電力が新たな調査結果の内容を報告いたしました。今後、合同検証委員会ではその東京電力の報告を踏まえまして、新たに直接関係者にヒアリングを行ったり資料を調べたりするなど検証を進める、ということで委員の合意を得ております。

4番目でございます。「新潟県原子力発電所周辺環境監視評価会議」でございます。8月30日に同会議を開催しました。平成27年度、昨年度実施した柏崎刈羽原子力発電所周辺の環境放射線、それから温排水の影響について、どのような影響があったのか、を評価いただきました。評価結果は記載のとおりとなっております。

1 ページはぐっていただきまして、報道発表並びに会議の開催等でございます。こちらに記載のような内容で会議、既に今ほど説明したのものも含まれておりますけれども、会議の開催、報道発表をしております。報道発表資料、若しくは会議次第につきましては、次ページ以降に添付しておりますので御目通しを願いたいと思います。

最後に委員からの質問への回答ということで配布してございますので、こちらも後ほど御目通し願いたいと思います。以上です。

◎桑原議長

はい、ありがとうございました。それでは引き続きまして柏崎市さんよりお願いをいたします。

◎関矢防災・原子力課長代理（柏崎市）

柏崎市の防災・原子力課、関矢です。

前回定例会以降の動きでペーパーございませんが、今ほど新潟県さんからありましたように8月8日に、安全協定に基づく状況確認、新潟県さん、刈羽村さんと共に実施しております。

それと8月9日に会田市長、柏崎刈羽原子力発電所の6号機を中心に視察をしております。

それと8月8日付の高桑委員さんからのご質問に対しまして回答を提出しております。また後ほどお読みいただければと思います。以上です。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは刈羽村さんお願いをいたします。

◎野口主事（刈羽村）

はい。刈羽村の野口でございます。

8月8日に、刈羽村におきましても安全協定に基づく状況確認を、新潟県さん及び、柏崎市さんと共に発電所の状況確認を行いました。また、高桑委員さんからの8月8日付の質問に対する回答についても刈羽村から提出させていただいておりますので後でご確認いただければと思います。以上です。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは、前回定例会以降の動きということで東京電力さんから刈羽村さんまでご説明をいただきましたが、これらについてご意見、ご質問のある方は挙手の上、名前をおっしゃってから発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。それでは高桑さん、どうぞ。

◎高桑委員

高桑です。まず東京電力にお伺いしたいと思いますが、今、凍土壁、遮水壁の説明をいただきましたけれども、この台風10号の時にだいぶ東北を通過して大変な様子がありました。報道によると、凍土壁のところも一部不具合があったかのような報道もあったと思いますが、そのへんについてはどうだったのか、お聞きしたいと思います。それからあと意見をちょっと続けて。

この度、私の質問に対しまして、新潟県と刈羽村、柏崎市の方々にはお忙しいところ丁寧に応えていただきましてありがとうございました。あとでゆっくり読ませ

ていただいて、また記することがあればお願いしたいと思います。

規制庁のほうにも質問を出しましてお答えいただきましたが、まず質問 1 のところの回答の中のアンダーラインが引いてあるところですが、複合災害のことはあれだと、基本的な事項を定めるもので複合災害のことを考えるのは、基本的な事項に入らないというような主旨でご回答かと思っておりますけれども、そこは納得いかない。想定できることがいろいろあるわけで、時々言われますが、想定外が許されないという状況が福島事故以降あると思うんですけれども、複合災害によっていろいろ想定できる危険性というのがあると思っておりますが、そういうことを考慮に入れて原子力防災の対策指針というのがつけられるべきであろうというふうに考えるわけです。基本的な事項を定めるものであるから具体的な避難のあり方については、と書いてありますけれども、県や市や村は国の対策指針に基づいて作っていくわけですので、その複合災害というのが入っていない指針というのはそういう点では私にとっては、とてもあり得ないんじゃないかというふうに、これは意見です。ぜひそれは、度々要望しておりますけれども指針の中で複合災害に対応できるような中身を備えていただきたいと、いうふうに思います。

それから、質問 2 のほうですけれども、回答の、規制委員会は法的に意見を言える立場ではありません、いろいろ意見を述べることは求められています、というような話ですけれども、この原子力防災は住民の安全にとっては非常に大きなウェイトを占めるものだと思います。こういうかたちになると防災の計画の最終的な責任というのはどこにあるということになるのでしょうか。それちょっと質問です。

◎平田柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

はい。今の、いくつかちょっとお答えできる部分で説明させていただきます。

まず質問 2 の法的に意見を言える立場ではない。というのは、今の枠組みで規制委員会がその自治体が定めた対策に対して、どうしなさい、こうしなさい、というのは言えない、という意味でここに書かれてあります。但し、2 番目の○で、一方でと書いてあるんですが、最終的には総理大臣を議長とする原子力防災会議というのがありまして、そこで国が了承することになっております。ですから、各自治体が定めた避難計画についても最後はここで総理大臣が議長として国として了承するという枠組みになっております。その中では当然、規制委員会の委員長も出席しておりますので、そこで委員会としての意見を述べることは求められておりますので、必要な意見はここで述べるということになります。

それから、ご質問の 1 のほうですが、これはご意見ということで、確におっしゃる意味はよくわかります。改めて本庁側には伝えたいと思うんですが、基本的な事項というのは、そのおっしゃっているような複合災害とかですね、ひとつひとつの細かいことを指してまで言っているのではなくて、例えば災害対策指針で定める大きな項目というのはですね、例えば緊急事態の応急対策ですとか、中長期対策ですとか、そういう大きな枠組みで基本的事項と言っているだけでありまして、その中では、この複合災害について、具体的にこの指針の中で今、述べるようなかたちになっていないということを回答しております。ただ、あのちょっと最後のほうに、現時点では、と書いてありますが、未来永劫全く指針の中で入れることはありません。

んよ、と言っているわけでもなく、全く今、決まってはいないし、お約束できる立場でもないんですが、将来的にこの指針も順次見直していく中で、検討して、反映していく事もあり得るということだけ、ぼやっと言っております。ただ、あのいついつまでに、どうかたちで、というのをお約束しているものではないというのをご了解いただきたいと思います。

◎高桑委員

あの、よろしいでしょうか。

◎桑原議長

規制庁さんに、ですか。

◎高桑委員

はい、すみません。もう既に、それこそ原子力規制庁のほうの適合審査合格ということで運転しているところもあるわけで、実際に事故が起こって、それは複合災害だった場合も十分考えられるわけですから、あまりのんびりしたかたちで検討するのではなくて、本当に急いで、そのへんのことについてはきちんとした対応を示してほしいと思います。

それから、質問 2 のほうですけれども、防災会議で国が了承するということですが、それぞれ自治体がつくった防災計画の実効性についての確認と了承した防災計画についての責任というのは国が取ることなんでしょうか。

◎平田柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

それは責任の分担というか、ですね。どこがどの部分を責任取るというのは、ちょっと今私の中では申し上げることはできません。ただ、少なくとも最後の再稼働ってというのは、おそらく政治的な判断になると思うんですけども、そういう意味では国としては防災計画を認めて、一定の原子力の防災計画はちゃんと成立しているということ判断の上、あとは各自自治体さんとの協議に入るんだと思うんですけども。そういう意味では、じゃあこれを国が了承したからと言って、全部その、事故が起こった時に、その防災計画の中で全部国の責任だっていうことになるかっていうと、ちょっと私の中では答えを申し上げることはできません。

◎高桑委員

例えば、今の福島事故についても、事故自身についてもそれから防災のあり方についても、全く責任を取る部門って言いますかね、責任というものがどこにあるのかが不明確なまま、誰も責任を取らない状態が続いているのだと思います。これはぜひ、そのへんのところをきちんと確立してもらいたいものだ、これ要望です。よろしくをお願いします。

それじゃあ東京電力の凍土壁のことをお願いします。

◎桑原議長

はい、そうですね。それじゃあ、順序がちょっと逆になりましたけれども東京電力さんお願いをいたします。

◎佐藤リスクコミュニケーター（東京電力ホールディングス（株）・本社）

はい。陸側遮水壁につきまして、ご質問にあったことについてお答えしたいと思います。

8月中旬以降に台風がいくつか襲来しまして、その降雨の影響によりまして、凍結している途中にありました部分、これが一部その部分の温度が上昇したということが確認されております。そういった部分につきましては、まあそれ以外のところについても何か所かは、補助工法というものを適用しておりましたけれども、そういった、今ご説明したような温度が上昇した部分につきましても補助工法を適用して凍結を促進させていく予定でございます。それで、補助工法というのは何なのか、ということですが、土の中にセメントを注入したり、水ガラスのようなものを注入して、地下水の流れを抑制することによって凍結を促進させる、という工法でございます。そういった工法を適用して更なる凍結の促進に寄与していきたいというふうに考えております。以上です。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは他の方。ご質問、ご意見ございましたら、いかがでしょうか。もし、ないようであれば後段で、ですね時間があればまたご質問を受けたいと思います。

それではですね、(1)の前回定例会以降の動き、ということはこちらで閉じさせていただきますまして、(2)の柏崎刈羽原子力発電所の規制基準適合審査申請に係る条件付き承認について、ということで新潟県さんのほうからご説明をお願いをしたいと思います。

◎市川原子力安全対策広報監（新潟県）

新潟県、市川でございます。

お手元でございます、右上に「地域の会資料、新潟県防災局原子力安全対策課、平成28年9月7日」と囲った資料に基づいて、条件付き承認について説明をさせていただきます。既存の資料でございますので、ちょっと行ったり来たりしながらの説明になるかと思いますがご容赦願います。

まず、この条件付き承認が何かということの説明差し上げる前に、新しい設備等をつくる時の通常の手続きの流れについて説明差し上げたいと思います。

お手元の資料2枚はぐっていただきまして、新潟県の報道発表資料の様式があるんですけども、そこの下のほうに、【参考】とカッコで括ったものがございます。これは、安全協定の一部抜粋なんですけれども、柏崎刈羽原子力発電所において、周辺住民の線量評価、これに影響を与えるような設備を新しく作ったり変更したりする場合、この時は事前に、事前了解をもらってください、という安全協定の内容になっております。通常でございますと設備をつくる前に事前了解という行為がなされて、その事前了解の後に東京電力が設置許可申請、若しくは設置変更許可申請を国に行うというのが通常の手続きの流れでございます。

今回、この条件付き承認というものは、東京電力が新たにつくるということで表明しております、フィルタベント設備。フィルタベントというものは、格納容器が壊れないように格納容器の圧力が高まった時に内部の放射性物質等を、フィルタを通して外に放出するというので、フィルタで相当量の放射性物質は取られるものなんですけれども、何がしかの影響が外部に及ぶということで、これについては事前了解を得てください、というのを平成25年の7月4日に東京電力にお願いをしております。

ます。

これに基づきまして事前了解をしていきたいと思いますということで、東京電力の社長と知事が面談をしたりして、どういうものをつくるんだ、というような話をしていたところでございますけれども。平成 25 年 9 月 25 日、廣瀬社長と知事が面談をした際にフィルタベントについての事前了解ということで正式な申請をいただきました。

お手元の 1 枚目の裏になりますけれども知事の「条件付き承認に伴う知事コメント」というのがございます。この際、東京電力のほうから事前了解を得る前に国への申請を行って国による評価、これも並行して行いたい、というような話がございました。これに対して知事は、ここに記載のとおり、中程より下でございますけれども、「柏崎刈羽原子力発電所は停止しても生きている施設であり、安全確保が必要であります。事業者が現状に対して安全確保に自信を持たず、第三者の目を入れたいという状況を放置することは、地元にとっても望ましくありません。」という理由を持ちまして、東京電力に対して第三者、いわゆる第三者である原子力規制委員会の確認を求める、設置変更許可申請をすることは認めましょう、ということでこれを認めたものであります。ただ、その際に条件をいくつか付けております。

1 枚目に戻っていただきたいと思います。1 行目でございます。

「柏崎刈羽原子力発電所の規制基準適合審査申請について、下記のとおり条件を付して承認します。」ということで、この際付けた条件というのは 2 つでございます。1 番目として、「記」のところでございますけれども「安全協定に基づく協議後に修正申請を行うこと」、これはどういうことかと言いますと、安全協定に基づく協議、これは実際には技術委員会等でフィルタ設備の性能であるとか耐震性、それから周辺にどのような影響が及ぶか、という議論をこれまで続けてきているわけですが、その確認の結果、例えば不十分な点があるようであれば、そういったものはちゃんと修正をして、作る前に修正をして申請をしてくださいよ、というようなものが主な主旨となっております。

それから 2 番目。「今回申請のフィルタベント設備は地元避難計画との整合性を持たせ、安全協定に基づく了解が得られない限り使用できない設備であること」。これにつきましては、この条件付承認の文書を出した直後の新聞報道等でもちょっと誤解が伝わっておりまして、それに関しましては、お手元の資料の 3 枚目に訂正するような報道資料を出しているんですけど。これ、どういうことかという、了解が得られない限り使用できない設備であることの意味は、例えば事故が起こった時に、「これからベントしますよ」ということを東京電力から言ってもらって、「じゃあ、どうぞ」と地元が了解する、ということではなくて、事故が起こった時のベントというのは必要な状況になったら迅速にやってもらわなければいけませんので、その時に個々の了解を取る、ということではなく安全協定に基づく事前了解、これがなされないうちは実際の運用をすることができない、使い始めることができない、ということに記載しております。したがって、安全協定に基づく事前了解が得られた後については、必要な時には使っていただくということになります。

この 2 つの条件を付けて、条件付きの承認をしているわけですが、実は、

上のほうの本文に戻って、但し書き、というのがございます。この但し書きにおいて一つ目、「ベント操作による住民の被ばくが許容できないと明らかになった場合」、二つ目、「フィルタベント設備の設置に関して東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書第 3 条に基づく協議が整わないと明らかになった場合は、この承認は無効とします」。この 2 つの但し書きの意味については、まず 1 番目でございます。「ベント操作における住民の被ばくは許容できない」これについては現在、技術委員会で昨年になりますけれども私、拡散シミュレーションの結果について、この場でご説明差し上げたと思っておりますけれども、影響の及ぶ範囲については拡散シミュレーションを行いました。これに基づいて現在の避難計画等防護措置で住民の被ばく、これが許容できるのかどうか、ということでこれが許容できないということになった場合は、この承認自体が無効になります。

二つ目として、いわゆる安全協定に基づく事前了解、これが整わない場合、事前了解が得られない場合については、この承認が無効になる、ということで、この「無効になる」というのはどういうことかということ、設置変更許可申請をしてもいいですよ、という承認、これ自体が無効になるということでございますので、これが無効になる場合については設置変更許可をしていいという承認が無くなるわけですから、取り下げていただくという文書になっております。

以上が条件付き承認の内容でございます。短い説明ですので大分わからないところもあるかと思っておりますので、そのへんを質問いただいで補足で説明してまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは今、県のほうから、条件付き承認について、ということでご説明いただきましたが、皆様よりもう少しこの部分を詳しく、とかご質問、ご意見がございましたらお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

ございませんでしょうか。それでは、高橋優一さん。

◎高橋（優）委員

高橋ですが、ちょっとじゃあお訊ねしたいと思っておりますけれども。この時、県は 12 月、この承認申請が、適合性申請が行われた直後に予測、重大事故が起きた放射性、東京電力のこの起きた場合の放射性物質の拡散予測を公表したわけですが、これは新規規制基準申請を承認するにあたっての条件が付いたことによって、それはまあ前提になったというふうに理解しているんですけど、この条件の一つは今説明を受けたわけですがけれども、この時の、まあ 4 つ確か想定があったと思うんですけども、この時の予測結果と想定で言えば、例えば 4 番目の想定で言えば、放射能の濃度が減少することなく魚沼市のほうに行っていると、それから県境も越える可能性もあったということが予測結果となっています。つまり、この予測結果というのは原子力災害計画で避難を受け入れる地域となっている 50 km 以遠、の市民も即座に避難しなければ、すぐ避難しなければ被ばくの恐怖にさらされるということを示しているという理解していいわけですよ。まあこれひとつの、私の議論のひとつなんですけれども。この時わかったのは、例えばその時の 1 番から 3 番のところでもそうだったと思うんですけども、この想定の中には、例えば実効線量が 20 ミリシーベルトが

5 ミリシーベルトの地域が柏崎から魚沼までの 50 km、これは今言ったとおりなんですけど、要するに年間 1 ミリシーベルトの法定線量限度を超えるってことになるわけです。そうしますと、たとえヨウ素フィルタの放射性物質の取り除くといったところでもこの時の 1 から 3 の結果を見れば、放射性物質のヨウ素フィルタの放射性物質の、この除去効果は限定的であると、これは限定的であると考えますか、いかがでしょうか。

それから、新潟県はこの、新潟県の基本姿勢を基に技術委員会がまあ今、検討したということ、検討しているわけですけども、この時には技術委員会でベントと避難計画の整合性というのがまあ、検討されたわけだと思いますが、これが私は既に破たんしてると、だから承認という要件が私、成立してると思っているんですけど、この検証は今既に、続いている、この条件が成立しているかどうかの検証というのは今、始まっているんでしょうか。以上、とりあえず聞きます。

◎桑原議長

では、新潟県さんのほうからお答えを願います。

◎市川原子力安全対策広報監（新潟県）

はい。まず、拡散シミュレーションの結果につきまして、私この場で説明させていただいた時に十分説明したつもりだったんですが、きちんと伝わってなかった点があって申し訳ありません。この 4 番目のケースというのはフィルタを全く通さないケース、でございます。拡散シミュレーションの中では、フィルタを通すケース 1 番目から 3 番目のケースがどの程度効果があるのかというのを確認するには、やっぱり通さないケースも参考としてやってみる必要があるだろうということで、その比較のために参考としてやってみたというものでございます。

とは言いながら、1 番目から 3 番目でもそれなりの線量を超える地域が出るということは、確かに今、高橋委員がおっしゃたようにフィルタの効果というのは 100%ではなくて、まあ限定的という言い方をされましたけれども、ある程度の放射性物質が外に出てしまうものだという事は間違いないと思います。

それと、もう 1 点。拡散シミュレーションの結果が示すものについては、積算線量については 72 時間同じ場所に、しかも屋外に留まった時の線量、ということでございます。72 時間ずっとそこに居なさいということで、そこにいた場合に受ける線量の積算でございますので、実際避難等をした時にそれだけの線量になるかというところについては今後また議論、確認をしていく必要があると考えております。

それで、ベントと避難計画の整合性についてなんですけれども、技術委員会の場におきまして、拡散シミュレーションの結果まで説明したところでありましてけれども、実は技術委員会の中に防災を専門とされる先生がいらっしゃらないということもございまして、技術委員会の中では今後防災を専門とされる方、こういったところの意見もいただきながら確認をしていきたいということでお話をさせております。じゃあ、現状どうなのか、というと現在の防護措置、原災指針に基づく対応にはいろいろ課題があるだろうということがわかっておりまして、これについては全国知事会等を通じて国に対応を要請してきたところでありまして、これに基づきまして、この 3 月 11 日、もう半年近く前になりますけれども、3 月 11 日に原子力関係閣僚会

議が開催されまして、知事会の要望について国として対応していこうと、いうことでその対応について今、国を中心に協議がなされているところでございます。この検討結果を踏まえないと最終的な防護計画、防護措置とフィルタベントを使った場合の影響、この度合いについての判断ができないというところもございまして、現状、国の動き等についても確認をしながら今後の作業について準備をしているところでございます。

◎桑原議長

ありがとうございました。高橋さん、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

◎高橋（優）委員

この時の予測結果を、まあ SPEEDI を使ったわけですが、その後で東京電力さんのほうも出していますけれども、この SPEEDI は、私その時からずっと、常に、よく使うべきだというふうに考えていたんですが、実際の事故の際には SPEEDI を過信すべきではないということは自分なりに何とか理解できるようになりました。これは規制委員会がいうように懸念の一部にも、その規制委員の言われる、言い分にも一定の根拠があってそれは理解できましたけれども、私はそういう意味では事故の緊急時だけではなく、今回のような避難計画の策定に必要な拡散予測の詳細な解析などにはやっぱり積極的に SPEEDI は使うべきであると思いますし、これによって住民は、これの、事故の深刻さとか避難計画の対策の困難さを、私、よりの確にあの、学ぶことができるんじゃないかと思いますので、ぜひあの SPEEDI の利用は、あの利用していただきたいというふうに、私の意見として行って行きたいというふうに思います。

◎桑原議長

わかりました。それでは他の方、ございませんでしょうか。はい、高桑さんどうぞ。

◎高桑委員

今、説明をお聞きしていながらちょっと考えたんですけども、この事前了解を含めたこの条件付きというものについては、フィルタベントについては、なわけですよね。そうすると先ほど高橋さんがおっしゃったフィルタベントが全く使えないという、そういうことはかなり想定できそうな気がします。テロもあったり、あるいは今、北朝鮮のこともありますので、かなりそんなことを使う余裕もないということも全く想定できないことではないというふうに考えますけれども、それはこの承認事項の条件とは違ってきますが、県はそのへんのところについてはどのようにお考えなのでしょうか。

◎市川原子力安全対策広報監（新潟県）

はい。今ほど高桑委員からありましたように、これあくまでも事前了解、フィルタベントという設備を設置することについての事前了解、これをしてもいいかどうかということでございますので、フィルタベントを使う場合に限って今確認をしています。逆に使わない場合については、設備があるなしに関係ないわけですから、事前了解と多少違うわけです。ただそれについてもやっぱり防災を考える上では考慮しておく必要があると考えております。

◎高桑委員

防災は本当に大変な問題ですよ。今ほどフィルタベントを通す場合についても技術委員会のほうで専門家がいなくても、そういう意見を聞きながら確認していきたいということですが、この度知事が交代するだろうと、泉田知事は撤退を表明されていますので、交代ということになると思いますが、原子力安全対策課として、あるいは技術委員会の方針というか方向性というのが知事が交代することで変わっていくということはあるとはならない、私たちの安全はかなり不安定なものになるだろうと思っているので、そういう方向性が安易に変わってもらいたくはないというふうに強く思っておりますけれども、実際には現時点で原子力安全対策課の方針あるいは方向性、そこに基いて開かれている技術委員会の方針、方向性について今のままきちんと安全のためにみていくよ、という方向性は変わらないというふうに考えていてよろしいのでしょうか。

◎桑原議長

難しい質問だと思うのですが、新潟県さんお答えできますか。

◎市川原子力安全対策広報監（新潟県）

少なくとも今、行っていることについて、今の知事の前では方針は変わりございません。あと、行政の継続性というものもございましてけれども、今の段階で私の口からはなかなか申し上げるのは難しいということでございます。

◎高桑委員

要望ですけれども、かなりきちんと住民の立場にとって本当に実質的な安全を頭に入れて取り組んでこられたと思いますので、そういうところで変化が起きないようにやっていただきたいところは本当に住民の安全にとっては大事なことだと思っておりますので強くお願いしたいと思っております。

◎桑原議長

それでは要望ということでよろしいでしょうか。

それでは他の委員の皆さん、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。それでは、武本副会長どうぞ。

◎武本委員

はい。1 ページのところに、泉田知事の名前でその、条件付き承認ということで文章がありまして、記書きのところに2つ、1、2と書いてあるんですけども、2番目のところに「今回申請のフィルタベント設備云々」とこう書いてあるんですけども、ということは、ちょっとなかなかいろんな言い回しがあってちょっと難しいんですけど、現状としてはフィルタベントは今使えない、という状況で考えてよろしいんですか。

◎桑原議長

新潟県さん、お答え願えますか。

◎市川原子力安全対策広報監（新潟県）

おっしゃる通り、物理的に使えるかどうかというのは別として現状においては運用していただいているのは困る設備でございます。

◎武本委員

そういうことで、認識でよろしいんですね。はい。そうするとこの先の手続きとしてはどうなっていくんでしょうかね。東京電力さんがフィルタベントを使うことができるためには。どういう手続きというか、手順というか、で進んでいくのか、ということをおしえていただきたいと思います。

◎桑原議長

それでは新潟県さん、お願いします。

◎市川原子力安全対策広報監（新潟県）

ここに書いてある文言のとおりなんですけれども、私最初に説明したように一番、本来の手続きというのは事前了解の申請があってそれに対して事前了解をします。それで設置変更許可申請等行って最後に設備ができると。当然その設備ができた時には、国の検査等受けた後、運用開始になるわけです。現在は安全協定に基づく事前了解というのはまだ保留されている状態です。ここに書いてある記書きの2番目は、その安全協定に基づく了解が、裏を返して言えば、安全協定に基づく了解が得られれば使い始めてもいいですよ、ということ。今現在その事前了解がない中で国の審査が進んでいるという状況なんですけれども、安全協定に基づく事前了解が得られれば、要は本来の道に戻るわけですから審査、それから検査の後使い始めることができる、ということになります。

◎桑原議長

武本さん、よろしいでしょうか。よくわかりました。

◎武本委員

要するにその避難計画はしっかり、まずできないとだめだということなんですかね。その避難計画との整合性はその行政が判断するということになるんですかね。

◎市川原子力安全対策広報監（新潟県）

条件の中では、その事前了解を得てください、ということと、安全協定に基づく協議後に修正してください、というのがありますけれども、今、武本さんがおっしゃられたのが、やっぱりこの但し書きの部分になると思うんですね。この但し書きの中で避難計画の整合性が得られない場合は、そもそもこの条件付き承認自体が無くなるということですので、その段階においてはやはり、事前了解も難しいだろうということになります。従ってそこのところの整合を確認した上で事前了解ができるかどうか、というのがこの設備を使えるかどうかというところに掛かってくるかと思います。

◎桑原議長

ありがとうございます。武本さん、よろしいでしょうか。はい。それでは、他の方。それじゃあ、中村さん、どうぞ。

◎中村委員

中村です。私、避難計画はフィルタベントを使う体で避難計画っていうのが作られていると勘違いしておりました、今の話だと、使わない体での避難計画が。使う体で。今、じゃあ2パターンで、使う場合と使わない場合の2パターンの避難計画があるっていうことですか。

◎桑原議長

新潟県よりお願いします。

◎市川原子力安全対策広報監（新潟県）

現在の避難計画というのは、先ほどもちょっと話題に出ていました、原災指針に基づいて計画しているものでございますけれども、原子力発電所を中心とした、概ね半径5km以内にお住いの方、PAZという地域にお住まいの方については、放射性物質が放出される前に避難を開始していただくと。それから、概ね5~30km以内にお住いの方、UPZという地域でございますけれども、こちらにお住いの方については、事故が起こった際にはまず屋内に一旦退避をしていただく。然る後、基準に基づいて、外部の放射線量が一定の値に上がった状況において避難をしましょう、ということになりますので、これはフィルタを使う、使わないにかかわらず同じつくりになっております。

◎桑原議長

はい、ありがとうございます。中村さん、よろしいでしょうか。

◎中村委員

はい。あの、そこは理解しているのですが、結局そのフィルタベントを使うか使わないかによってその避難できる時間というのが変わって、その、30km圏内に逃げるまでの時間というのが変わってくるものだと思ったのですが。そうすると、その避難計画も多少なり、違ってくるのかなと思ったんですけども、そこは一本化、っていうか、なっているってことですか。

◎桑原議長

新潟県さん、いかがでしょうか。

◎市川原子力安全対策広報監（新潟県）

時間の考え方っていうのが実は今の指針の中にはないわけですね。例えば事故が起こってからどのくらいの時間が経ったら避難しましょう、ということではなくて、あくまでも屋内退避されている方については、周辺の環境地表からの放射線量が毎時20 μ Svという線量まで上がったら、ある程度の時間内に避難、ということを考えなければいけない。毎時500 μ Svという値になったら、数時間以内の避難をしましょうということ、フィルタを使う使わないというのは出てくる放射性物質の量が多い、少ないということに言い換えることができるかと思っておりますけれども、例えばフィルタを使わない場合には、放射線量の上昇が高いというような結果になって、まあ、そういう意味では避難をしなければいけないというようなタイミングがフィルタを使う場合に比べて早くなる可能性もありますけれども、ただ、事故の状況によって放射性物質が放出される時間というのは一概に言えませんので、時間的に長くなる、短くなるっていうのはその時の状況によると思います。

◎桑原議長

中村さん、よろしいでしょうか。それでは、他の方。それでは、三井田さん。

◎三井田委員

三井田です。ちょっと、そもそも論的な話になってしまうかもわかりませんが、新潟県さん、ちょっと見解を聞きたいんですが。今いろいろお話、質問に対しての

回答を聞いていると、もちろん万能ではないとは思いますが、フィルタベント設備があると一定の効果があるという部分の見解を示されているんですけど、まあ要は、ないよりもあったほうが良いような設備のように聞こえるんですけど、無いよりもあったほうが良い設備に対してつくるかつくらないかを検討しているというのはそもそもちょっと話がよくわからないので、つくることによって危険なんだたら当然検証も必要ですし、いろんな部分の議論を積み重ねていただいて、それをつくることによって危険が拡大するというのであれば当然検証していただくべきだとは思いますが、どうもお話を聞いていると、一定の効果があるということは認識されていながら、なぜかつくることに関してよく、もまなきやいけないというふうな部分に聞こえるんですけど、私もちょっと不勉強な部分なので、違っているかもわかりませんが、私の理解だと、要は圧力容器の異常圧力を逃がすためにベントが必要だと、いうふうに理解してはいるんですけど、なければ圧力容器が上がっていいののかというふうな部分等含めて、いろいろ考えると、ないよりあったほうがいいんじゃないかっていうふうに、県さんの回答からも感じるんですけど、それをその、要るか要らないか論を議論するのは、いまいち意味がわからないんですけど、そのへんの見解をちょっと聞かせていただけますか。

◎桑原議長

じゃあ、新潟県さん、お願いをいたします。

◎市川原子力安全対策広報監（新潟県）

はい。この条件付き承認の後、技術委員会でいろいろ議論をして、東京電力から説明を受けながら、性能等について確認をしてきたわけでありましてけれども。

まず端的に、今言われたように、つくったほうが拡散シミュレーションの結果からも明らかなように、放射性物質の放出量は少なくなる。というつくらないよりつくったほうがいいんじゃないか、これは間違いはないと思います。ただ、今現在、東京電力さんが考えていらっしゃる性能がこれで十分なのかどうか、つくるからにはやはり性能の良いものが望ましいわけですがけれども、今考えていらっしゃる性能で十分なのか、それから実はまだ技術委員会の中で耐震性等の議論はしてないんですけども、いざという時その、モノは非常に良いものなんだけれども、いざ地震が起きて使おうと思ったら壊れていた、ということでは困りますので、そういう耐震性についての確認がまだ完了していないという状況もございますので、まだ事前了解には至っていない状況です。

◎桑原議長

三井田さん、よろしいでしょうか。他の方おられませんでしょうか。それではですね、(2)の新潟県さんからの原子力発電所の規制基準適合審査申請に係る条件付き承認について、という説明の(2)は閉じさせていただきたいと思います。

それではあの、今7時40分ちょっと過ぎですが、7時50分までちょっと休憩に入りたいと思いますのでよろしく申し上げます。

－ 休憩 －

◎桑原議長

それではですね、時間になりましたので(3)のフリートーク、その他の項目にはいたいと思います、入る前に、委員の皆様にはちょっとお伝えしたいことがありますのでお願いいたします。

まず1つ目といたしまして、東京電力への見学会についてなんですが、これ皆様から一番要望がありました、原子力防災訓練の視察を中心に行いたいということで、日時が、10月6日木曜日の13時から16時30分を予定しておりますので再度また、後日皆様に出席の確認がいくと思いますがご予約のつく方はぜひ出席をしていただいて、見学をしていただければな、と思います。

それから2つ目についてですが、これ勉強会については年に1回ということでお話をさせていただいておりますが、先の運営委員会で12月に実施をするということで、テーマはですね、「再生可能エネルギーの種類と課題について」ということで勉強会をしたいと思います。ただ、講師がどなたになるかという詳細は、これから詰めていきたい、というふうに思っております。

それから3つ目でございますが、視点の配布方法変更の要望について、ということで、事前に皆様には書類をお送りしてあると思いますが、何枚かの部数がございます。その中で一応説明は付けて皆様にお渡ししたと思うんですが、もう一度確認の意味でお聞きしていただきたいと思いますが。推薦団体からの署名がまず1通ございます。それは皆様の今所属されている推薦団体からいただくというのが1枚。それから委員の皆様から「委員用」というふうにして、例えば今のままでなくて視点の内容を写真を多くするとかいろんな変更のアイディアをですね、皆様からご意見を頂戴したいと思っておりますので、それが1枚。それから一般用として5部、5枚ずつ入っていると思うんですが、これは住民の方、どなたでも賛同していただく方に書いていただいて9月の20日までにですね、事務局のほうに提出をお願いをしたいというふうに思っておりますのでよろしくご協力をお願いをしたいと思っております。

それではですね、(3)のフリートークに入りたいと思いますが、今まであの、前回定例会以降の動き、それから新潟県さんからのただ今の説明をいただきましたが、その中でちょっと発言できなかった部分、またはそれに関わらず今思うこと、どんなふうに思っているかっていうことも含めまして、今日発言のなかった方から順番にちょっとご指名したいと思っておりますので、ひと言でも結構ですので、ちょっとご発言をお願いをしたいと思っております。それではちょっと申し訳ありませんが、中川委員さんからお願いをいたします。

◎中川委員

はい、中川です。東電さんにひとつ聞きたいです。世の中いろいろなテロが起きています。最近モーターバイクのような海の上を走っている、スピードが出るバイクみたいなものがあるようですが、東電さんの港まで結構行っているように思われるんですけども、そこらへんの、まあ巡視船もいるんですけども、あそこらの取り締まりはやっているんですか。

◎桑原議長

それでは、ご質問ということでちょっとじゃあ、お答えできればお願いをしたいと思えます。

◎長原防災安全部長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

発電所防災安全部の長原でございます。今ほど、海上の警備についてお問い合わせいただいたと思えますが、海上の警備についてももしっかり監視をしております。その中で水上オートバイだと思えますが水上オートバイが構内に近寄った場合には退避いただくようお願いしているところです。

◎中川委員

トラブったという、東電の中に誰かが入ったとか、そういうあれはないんですけども、今何もないということですか。

◎長原防災安全部長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

発電所構内に不法で入られた方はいません。

◎桑原議長

よろしいでしょうか。それでは須田聖子委員、お願いします。

◎須田（聖）委員

昨日、一昨日とちょっと思ったんですけども。なんか、まあ、そうですね、北朝鮮が日本海へ向けてミサイルをなんか発射したというニュースがございました。なんか可動式ミサイルもあったり、なんかあと潜水艦だかなんかのミサイルなど、いつどのように打ってくるかわからない、そういったミサイルに対しての防衛策っていうか、なんか守る手段はあるのかなあ、と思えました。あと、もし仮にミサイルがなんか原子炉とか建屋に落ちてきたら、どうやって守るんだらうって、大丈夫なのかしらと思って、そのへんが気になるところです。

◎桑原議長

どなたかにお答えというのは。

◎須田（聖）委員

どうなんでしょう。

◎桑原議長

いかがでしょうか。東京電力さん、じゃあお願いします。

◎長原防災安全部長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

発電所防災安全部の長原でございます。

北朝鮮に関わる対応につきましては、まずは日常レベルの強化ということで、ミサイルが発射された後の構内での影響について確認を行っています。また、影響があった場合には速やかに関係各所への連絡をしますし、私共の影響範囲を確認して対応するように手順を組んでいます。

万々が一、原子炉に、というお話がありましたが、ミサイルが直接当たったという想定ではありませんが、航空機が衝突した場合の影響について評価しております。その場合は、昨年購入しました大容量放水車というものを使って、例えば放射性物質が拡散しないように水で叩き落として影響を最小限に留めるという策を講じてますのでそういった中で対応する、また他の手段があれば対応するというようにして

おります。

◎桑原議長

よろしいでしょうか。

◎須田（聖）委員

わかりました。

◎桑原議長

時間があつたらまたあとでご指名しますけども。池野さん、お願いをいたします。

◎池野委員

はい。池野です。フリートークでなんでも大丈夫ということなので、ちょっと前々から気になっていた資源エネルギー庁さんに質問でもよろしいでしょうか。

今、地層処分技術ワーキンググループでどこが適性か、を専門家による検討を行うってというのがすごく気になっていて、どういうメンバーでどんなふうに適性地を探しているのかなっていうのと、すごい極端な話、例えば柏崎が適性地です、とかってなったり、突然するのかなと思うと、何をもって適性とか、どういうふうに考えられているのかちょっと伺いたいな、と思います。

◎桑原議長

それでは規制庁、エネ庁さんですね。はい。

◎日野柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

地層処分技術ワーキンググループについては、現在、科学的有望地を年内に提示することを目指し検討がなされております。科学的有望地とは、一部の地域を特定して示すものではなく、一定の面的広がりを持って、日本地図を三段階程度、例えば、「適性の低い地域」、「適性のある地域」、「より適性の高い地域」に色分けするイメージです。

科学的有望地を提示する目的は、これまでの経緯として、最終処分に係る調査の受け入れに手を挙げていただける自治体が現れない中、一人でも多くの方に関心を持って頂くために提示するものです。あくまでも今後の議論の材料として提示するもので、適性地として特定の地点が示されるようなものではありません。ワーキンググループの検討メンバーについては手元に資料がないため、改めてご回答いたします。

◎桑原議長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。それでは、須田年美委員、お願いいたします。

◎須田（年）委員

はい、須田でございます。先ほど来からフィルタベントとその安全協定の関係は質問しようにも、聞けば聞くほどわからなくて10月16日の知事選を待てば何とか答えが出るのかな、というふうに理解したほうがいいのか、と思います。それで、私はこの間、東京電力さんの訓練の様子をちょっと拝見させていただいたんですが、それで、消防自動車は四十数台あるっていうこととお聞きしたんですが、まあいっぱいあるなっていうのは当然見てわかったんですが、装備的に消防署に配置されているものとあそこにあるのが同じものなのかな、どうなのかなっていうのがちょっ

と帰ってから疑問だったのですが、それで広域消防とそれからあそこにある消防自動車とかそういう東京電力さんでされるものとの関係だとか、それからまた原子力防災とは関係なく、刈羽だとか、宮川とか、宮川でも大火があったわけですが、そういうふうなかたちの中で地域住民への協力というか、そういうふうなものも考えられているのかな、どうなのかな、っていうことをちょっと。原子力防災の時は助けてもらう他に手がないんですけど、逆に普通の火災だった場合は、東京電力さんのあの四十数台というと柏崎全部よりあるような感じなんですけど、それが動くのかな、というような疑問を持って帰ってきたんですけど、特に今日はちょっとベントの問題で考えれば考えるほどわからないのでちょっと感想的なことでも申し上げさせていただきますけど、東京電力さん、装備の具合とかそういうのはいかがなもんなんでしょうか。よろしくをお願いします。

◎桑原議長

それは東京電力さんからちょっとお聞きしたいということですか。

◎須田（年）委員

そうです。

◎桑原議長

はい、どうぞ。

◎長原防災安全部長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

発電所防災安全部の長原でございます。火災が発生した場合の対応につきましては、自衛消防センターに詰めています隊員がいち早く現場に駆けつけて消火にあたるようにしています。専用の消防車が3台あります。3台ある中で装備につきましては広域消防さんと同じ装備を使うことにしております。一方で、原子炉に万々が一、何かあって水を注水しなければいけないといった事態につきましては、また相応の防護服を用いて当社社員が活動することにしています。従いまして42台ある消防車については、原子炉への注水用として、うち3台の消防車は消火用に用いることとしていますが、それぞれ用途に応じた装備を使って行うということにしております。

◎桑原議長

いかがでしょうか。

◎須田（年）委員

はい、わかりました。四十数台が全部同じ対応の仕方なのかなというふうに思ってたんですがわかりました。

◎桑原議長

それでは引き続きまして三宮委員さん、お願いします。

◎三宮委員

はい。今日の議題について、ということなんですけど、まさに先ほど三井田委員が言った内容と一緒になんですけれども、まあこの平成25年、三年前ですか、の時の条件付き承認、フィルタベント設置するにあたっての条件付き承認というのが万々が一のためのフィルタベントであるわけですから、少しでも良くなるものを東電さんが付けようとしている時になぜそうなるのかな、というのがすごい疑問と

いうか。まあ新潟県さんをお願いというか、プラスアルファの設備でありますんで、なぜ設置のその承認が条件付きでこうなっていくのか、っていうのがちょっと道理的に違うんじゃないかな、というふうに感じましたんで、ぜひともそういったものに関しては率先的に承認していただければいいんじゃないかな、というふうに思いました。はい、以上です。

◎桑原議長

はい、ありがとうございました。それでは引き続きまして町田委員さんお願いします。

◎町田委員

町田です。まだ2回目なのでよくわからないんですけど、過去の事もさっぱりわからないので。たまたまなので、新潟県のほうの2つばかり聞きたいんですけど。新潟県のほうのホームページに技術委員会なるものが載っているんですけど、活動が年3回から5回くらいですかね。もう5年くらいやっていると思うんですけど、そもそもあの方々、17名くらいいらっしゃるんですよ。どのくらいこの安全を審査するためのコストというのか、お金、どこ見ても書いてないんで、年間どのくらいかけているんですかね。あれ。

それと、今さら泉田さん辞めるんで言ってもしょうがないんですけど、泉田さんだけが泥を1万tも溜めてますよね。下水道のところに。どうするんですか。柏崎とかは徐々にみんな処理してるわけですけど、国に、指針に沿って。国の指針に沿わないのは新潟県だけなんですよね。それで泥を溜め続けて、スペースが余っているから大丈夫だっておっしゃってるけど、どうするつもりなんですか。この2つ。

◎桑原議長

今の2つを新潟県さん、お答えを願います。

◎市川原子力安全対策広報監（新潟県）

すいません、技術委員会の費用なんですけれども今ちょっと手元に資料がないんですけど、出席される委員の方に謝金、お礼をお支払いしますし、旅費等も負担しております。それから会場費等も合わせますと、だいたい均すとですね、1回あたり数十万円くらい。

◎町田委員

一人ですか。

◎市川原子力安全対策広報監（新潟県）

全体で、です。

◎町田委員

17人いらっしゃる方に数十万程度お支払いしてるんですか。

◎市川原子力安全対策広報監（新潟県）

全体で、会場費であるとか、そういったものも含めまして、それから旅費も含めて。ただ、出席される方の人数によって当然変わってきますので。出席されない方には謝金は払いませんので。はい。

◎町田委員

それが、4、5回会合をした時に発生しているということですか。

◎市川原子力安全対策広報監（新潟県）

1回あたり数十万程度。小さいほうですね。

◎町田委員

まあ、30万として5回会合したら1年間に150万くらい。

◎市川原子力安全対策広報監（新潟県）

大雑把にいうとそのくらいでいいと思いますけど。ただ、ちょっと細かい数字は今、頭に入ってませんので、若干の誤差はあると思います。

◎町田委員

だいたいそのくらいですね。

◎市川原子力安全対策広報監（新潟県）

はい。それから、泥についてはですね、これについては今現在新潟県の考え方ということで、まあ知事の考え方と言ってもいいと思いますけれども基本的に3.11東日本大震災が起こる前、というのは一般環境中に放射性物質に汚染されたものというのは基本的にはなかったと。それまで放射性物質に汚染された廃棄物ってというのはどこにあったかという、発電所の中でございます。発電所の中における低レベル、放射線量の低い廃棄物については当時から厳格な管理、ドラム缶に入れて最終的には埋め立て処分をするというような管理がされていたんだけど、東日本大震災で一般環境中に放射性物質が放出されて、それ以降については、発電所の中については従前通りの厳格な基準で行われているのに対して、外についてはそれよりも高い基準のものが処分をしてもよいというような対応が今現在国においてなされている。こういう基準、発電所の中と外の基準が逆転しているということがまず問題であろうと、というのが今の新潟県のスタンスでございます。

それで、県としては放射性物質に汚染されたものについては適切な管理能力を持った人が管理をして最終的な処分まで面倒をみるべきだという考えの元に、新潟県で発生した汚泥については東京電力に引き取りを求めている。東京電力に引き取っていただいて厳格に管理していただくということで今交渉を進めている状況でございます。

◎町田委員

市町村と県がやっていることの行政が二重になっているんですね。柏崎とか長岡は国の指針に従ってコンクリートにしまさいとか。国がおっしゃることに従って町村はその指示に従ってやっているわけですね。県は違う、国とは違う判断をやっているわけですね。行政が二重になっているんですけどこれはどうなるんですか。新潟県というのは一つなわけですね。その一番県をちゃんとコントロールする、新潟県そのものが市町村と別の事をやるんですね。そうすると新潟県の言っていることが正しいのであれば町村をそうさせなきゃいけないわけですね。要は処理しないでちゃんと保管しなさいと、処分が決まるまで。でもやっちゃってるじゃないですか。それはどうするんですか、それは。

◎市川原子力安全対策広報監（新潟県）

そこについては新潟県として市町村に対する命令をする権限というのはございませんので、そこについては抑えることができない、と。ただ、県は独自の判断とし

てこういう対応をしているということでございます。

◎町田委員

市町村とちゃんと話し合いをして同じ方向を向くように指導したり、やっていけないのですか。みんなそんなバラバラでいいのですか。ただただ権限がないからとか、やる必要がないとかって話ですけど、同じものを同じ方向に向かってやるというのが正しいんじゃないですか。そんなんでいいんですか。

◎市川原子力安全対策広報監（新潟県）

あくまでも一般環境中に放射性物質を拡散させるべきではないという知事の考えのもとに対応しております。

◎桑原議長

よろしいでしょうか。はい。それでは引き続きまして千原委員さん。

◎千原委員

千原です。今、町田さんから言われた中で、県は相当東電や国から、金をもらっているじゃないですか。その処分に関して。もらってないのですか。

◎市川原子力安全対策広報監（新潟県）

東日本大震災で放出された放射性物質に起因して、これまで行政支出のなかったものに対する新たな支出については東京電力に対して賠償というかたちで費用を求めています。

◎千原委員

求めているのは県だけで他の市町村はどうも求めていないようですよね。そこんところは私はよくわからないんで質問したいんですけども。やはりちょっと今の話を聞くと、私は今日の質問は本題ではないんですけど、聞いた中ではちょっと理解がいかないんで、もう一度きちっと説明していただくことが必要だと思います。

じゃあ、私の意見。今は町田さんの話を捉えてやったんですけど、実は東京電力にひと言、苦言というかですね、ひと言申し上げたいんですけども、不適合関係について。不適合というのですよね、東京電力はだいたい必ずと言っていいほど1か月の間に不適合が生じておりますね。数が少ない時もあるし、多い時もあります。その内容がですね、非常にまたどういっていいんですかね。プアと言うかですね、まずい内容だけなんですよ。今回もさらっと説明を流しましたけども、溶接の時の配管、被覆がちょっと燃えたとか、そんなのはもう何回もやっているわけですよ。1回や2回じゃないんで、こういうところに東京電力のその再発防止とかっていうですね、体制というか体質がうまくいってないというところが見え見えなんですけども、こういうところをきちっとやっていかないとこれから先に向けての大きな問題が解決しないんじゃないかと思っています。こういう不適合に関してはですね、特にAランクとか、Bランクとか、Cランクとかありますけれども、ここに載るようなものはですね、載るようなものっていうか、前にあったものであるのか、無いものであるのかっていうことくらいはしっかりと明記しておかないと、我々が判断できないわけですよ。これは3回目とか5回目だっていったら、このやろうって、こうなるわけですけども、初めて起きたような不適合かどうかということも合わせて今後報告をしていただきたいというふうに思っています。

◎桑原議長

それは、ご意見要望ということでよろしいですね。あ、それじゃ、お答え願えますか。

◎須永副所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電）

どうしても毎回このように不適合ということで、その他にしても区分Ⅲにしても出てしまうということで、これを何とかゼロにしようというのが発電所全体での意気込みですので、そのへんにつきましてはぜひ、今後ともしっかりやっていきますので、ぜひご理解いただければと思います。また、何回目か、ということにつきましてはできる限り、わかる範囲でお答えを追加させていただくようにさせていただければと思います。以上です。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは引き続きまして石田委員さん、お願いをいたします。

◎石田委員

はい、石田でございます。まず東電さんにですね、私は難しいことよくわかりませんが、柏崎の原発に関係ない、と申し訳ないんですけど。凍結が今始まったという案内をさっきお聞きしたんですが、これ計画通りですね、凍結した場合に経費がどのくらいかかるんですか。ずっと、どのくらいまで、かなり。まあ今日でなくていいですけど。何年なのか、どうなのか、その先の見通し。何年くらい使用する、それに対する経費はどのくらいかかるのか。それだけで、工事費とかそういうのはなくてですね、維持費ですね。ちょっとお聞きしたいな、なんか思っておりました。今でなくて結構です。それと、原子力規制委員会さんに、ちょっと私も勉強不足で、調べればきっと回答が出てくるんでしょうけど、安全規定違反についてなんですが、安全規定ですのでそれに対する違反というのは当然わかるわけですけど、私この会におじゃまさせていただいて、ケーブル敷設がああ、2というような違反2というようなちょっとのことを伺ったんですが、そもそも2ということは1があるのかな、とか、3もあるのかな、とか、そのへんの細かいことがちょっと、それも今日でなくても結構ですので、ちょっとそのへんをおしえていただきたいなあと。安全規定違反に対して。それに対して今柏崎刈羽原発では、私は今ケーブルの事しか頭にはないんですが、過去にどのくらいの、まあ規定違反があったのか、1がいくつあったのか、2がいくつあったのか、過去ですよ、30年間ですよ。まあゼロだかも、私個人的にはいくつあったかわかりません。ゼロだかもわからんし。そのへんをちょっと調べてもらわれりゃありがたいなあ、と。まあそんなこと聞いてどうすんだ、ということですが、まあ今の話にも不適合の話にもつながりますが、それをまあちょっと知りたいなあということ。なければないで結構なんです。そのほうがいいんですが、規制委員会として違反をしたのはどのくらいなのかなというのを、柏崎刈羽原発だけですね。以上です。回答は今日でなくて結構ですので、はい。

◎桑原議長

今答えられるものについてはあれですか。

◎平田 柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

詳細については後日回答させていただきますが、まず保安規定なんですね。保安規定という電力さんが自ら定めている、まあこういうふうにやります、と宣言したもので、それを国が認可してるんですけども。それに違反したものがどうなるかということで、おっしゃるとおりですね、違反 1 からございます。1、2 とあって、さらに、まあ一番軽いものが「監視」っていうかたちなんですけど、重さの程度っていうのは、直接原子力の安全に影響を及ぼしたかどうか、それから及ぼす可能性があるかどうか。で、あの一番軽いものは保安規定に確かに違反はしてるんですけど、まあ安全には直接影響なかったかな、というようなそういう区分で判断しています。

ケーブルに関しては、違反 2 という判断なんですけど、これは原子力の安全に影響を及ぼす可能性はあったんですけど直接そういうことは起こしてないということで最終的に違反 2 という判断をしたものでございます。過去 30 年でそれがどんだけあったかというご質問なんですけど、これは保安規定自体がですね、実は 30 年前というのはないんですね。今の QMS という考え方を含めて取り入れたのが、ちょっと今すぐ答えが出てこないんですけど、まあ 20 年前とか、そんな感じだったと思いますので、それ以降で保安規定の違反というかたちで、柏崎の場合にどのくらい起こったのかというのはちょっと時間をいただいて調べて別途お答えしたいと思います。

◎桑原議長

それでは東京電力さん、どうぞ。

◎佐藤 リスクコミュニケーター（東京電力ホールディングス（株）・本社）

陸側遮水壁の維持費用というご質問ですけれども、だいたい電気代等、点検のメンテナンス費用ですね、あとは人件費など諸々加えますとだいたい年間 10 億を少しオーバーするくらいではないかと考えております。

今のロードマップの予定ですと 2020 年に汚染水を処理をする目標を立てておりますので、それまでの間、それだけの費用が年間かかるというふうに見込まれております。

◎石田委員

はい、ありがとうございます。まあ、そのくらいかかりますよね。我々が冷蔵庫で冷やしたたってかかるんだからね。はい、ありがとうございます。で、原子力規制委員会さんにもう一つ、あの今ちょっと言い忘れちゃったんですが、それに対する、違反に対するペナルティみたいなものはあるのでしょうか。そのへんも含めてちょっと。まあ今日でなくてもいいですんで、わかるように素人がわかるようにひとつお願いいたします。

◎平田 柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

それも違反の程度に応じてちょっとペナルティの考え方ってあるんですけど、この場合にはこうしなきゃいけない、っていう明確に決めたものは実はないんですね。現在であればその委員会でもってその違反の重さに応じて、じゃあこんなことやろうかっていうような、まずその協議から始まるっていうところで、それも含めてちょっと後日まとめて回答させていただきたいと思います。

◎石田委員

はい。まあ、それぞれね。違反についての内容違いますんで、ペナルティがどうだということもあんのかなのかっていう、なければこれほど簡単な作文書いてだせやいいのかな、みたいなどこもあろうかと、ちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました、以上です。

◎桑原議長

それでは引き続きまして竹内委員さん、お願いします。

◎竹内委員

はい、竹内です。質問なんかは今までの委員さんの中で網羅していただいたと思いますので、私は個人的な感想や少し感じたこととお話させていただこうと思います。この9月の防災の日に合わせて防災意識が高まるようなニュースがたくさんありますが、先日、先週ですね柏崎市さんの防災士の講習があってそれを受けさせていただきました。特に、地球の温暖化について言うと、ここ100年の間に地球の環境は自然状態に比べて150倍のスピードで温暖化しているということで、やはりその台風だとかね、この間も死者が十数名ですかね、出てしまいましたし、本当に何かニュースがあれば、台風があれば死人が出、また土石流や何か、その他のたくさん災害を伴っていることが加速度的に増えているんだなというふうに思います。こういった中でやはり私はエネ庁さんの出されたエネルギー基本計画ですかね、こういったしっかりした意思に沿ってですね、しっかりとその政策を進めていただくことってすごく大切だな、とあっていまして、そういった中で先ほどの地中処分の話も話題も少し出ましたが、我々世代で解決するんだという意思を持って、150倍のスピードで地球環境が変化していて、それに伴い犠牲者が多々出ている現状を見ると我々もスピード感を持って迅速にいろいろ決めていくべき、まあそういう時代にあるんだな、とまた自覚いたしました。

少しコミュニケーションについて意見をさせていただきたいんですが、今般泉田知事が不出馬を決められたニュースがありますが、この中で知事はメディアとのコミュニケーション不足みたいなことを盛んに言っているように聞こえます。本来知事と県民とのコミュニケーションがしっかりとされるべきところを少しメディアのせいというかね、こういうふうにしたのは非常に残念だったな、と思います。テーマは違いますが、特に原子力問題でいうと舌鋒鋭くはっきりと意見をおっしゃられていて、県民に届くようなお話をされる知事だなというふうに思っておりましたんで、ちょっと最後ね、非常に残念で、また次の知事になる方には、特に原子力に関してまた我々に語りかけるようなわかりやすいコミュニケーションを心がけていただきたいな、と思いました。

もう一件ちょっと、まあコミュニケーションにあたるか、ですが、東電さんが先日そのメルトダウンについて隠ぺいの謝罪をされたわけですが、直接的にはやはり東電さんが隠したということにされて仕方ない問題なんだと思いますが、但し私なんかはいろいろな報告を見ますと、東電さんが何か奥歯に物が挟まったような言い方を常にしているな、と。まあ最後は何か官邸の関与があったんだらうな、とこう思わせるような記事というかね、いろいろな情報になっていると思います。こうい

った中で事態の重大さを鑑みますとやはり我々みたいな民間のリーダーとは東電さんは責任が違うわけですが、やっぱりそのなんていうんですかね、地域や国に及ぼす影響を考えるとですね、これはしっかりと国が責任を持ってですね、メルトダウンだとか重要な事象についての責任を明確にして、我々国民に直接国が伝えるような方策を取っていただかないと、一民間企業にこういうことを任せると我々もお客さんのことを慮ったりですね、関係省庁のことを慮ったり、こういった事は絶対にあるんだと思います。こういうことがまた次回起こらないような国の明確な責任をお願いしたいと思いました。以上です。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは、石川委員さんお願いします。

◎石川委員

では、最初の質問といいますか、意見です。高桑委員が最初におっしゃいましたけれども、今回の台風でまた汚染水が大変厳しい状況になっていることは報道を通じて認識しておりましたが、それに対して今日、東京電力さんから福島の話のお話の中で当然出てくると思ってたんですけど、お話がなかったですね。高桑さんがそれに対しての質問で、「今、補助工法をやっている。地下水の流出を抑制する、凍結を促進している」というような、まあちょっと当たり前すぎるような回答だったんですけど、実際はかなり厳しい状況が続いているんじゃないかと思うんですけど、その点、何かいつも明るい回答が多いと思うんですけどもうちょっと実はこう厳しい状況であるというようなことも、この場でおっしゃってはいただけないものなんでしょうか。

◎桑原議長

それは今、東電さんに回答を求めますか。それともご意見、要望にします。

◎石川委員

できれば回答していただきたいと思います。

◎桑原議長

東京電力さん、それでじゃあお答えできる範囲でもし。はい、お願いします。

◎佐藤リスクコミュニケーター（東京電力ホールディングス（株）・本社）

陸側遮水壁の凍結のお話ですけれども、特に厳しい、厳しくない、まあ何が厳しくて何が厳しくないかというのはありますけれども、特に先ほどお話した通り凍結を進めているという段階にありまして、凍結というのは普通の冷蔵庫で氷を凍らせるようにスイッチを入れて、冷凍庫に入れてすぐに凍るというようなものではございませんで、しかも地面の中ですので、そこに地下水が流れているという状況の中で凍らせていくということですので、すぐに、じゃあスイッチを入れてすぐに凍るというものではございません。自然現象がございまして雨が降ったり台風が来たり、ということがありますので、徐々に凍らせる範囲がだんだん広がっていくように我々は努力しているという状況でございまして。

◎石川委員

今回の大雨によって損壊したような凍土壁は見受けられなかったということなんでしょうか。

◎桑原議長

東京電力さん、そのへんはお答えできますでしょうか。はい、どうぞ。

◎佐藤リスクコミュニケーター（東京電力ホールディングス（株）・本社）

はい。凍土壁、今損壊したというお言葉がございましたけれども、そういったことは全くございませんで、報道ではよく溶けている、というような、溶けました、というような表現がありますけれども、特に損壊しているわけではございません。それから、溶ける溶けないという話がございましてけれども、凍土壁のところには温度計が地面に刺さっております。これは 360 個ほど温度計が刺さっております。そのうちの 2 つの温度計がマイナスを表示していたものがプラスの 1 度とか 2 度になりました、と、こういうことが報道されています。しかも温度計の刺さっている場所というのは凍土壁のライン上ではございません。そこから約 1m 離れたところに、1m 弱ですね、離れたところにございまして、そこの温度が若干プラスに転じたところが 2 か所ほどある、と、こういうことです。じゃあ、実際のライン上、凍土壁のライン上の温度はどうなのか、というと、そのライン上そのものに温度計がないものですから、そこの部分は凍っているのか、そこも溶けているのか、というところはこの状態ではまだわかりませんが、少なくとも温度計の場所では、場所はライン上から 1m 弱くらい離れていますので、そこの部分の温度は少し上がりました、ということですよ。

で、実はライン上の凍結管というのは、その場所では 1.2m 間隔で入っています。そうすると、その凍結管を中心に周りの地盤がアイスキャンディーのように凍りますので凍結管と凍結管の間隔が 1.2m ですので、アイスキャンディーの半径としては 60cm あれば全部がつながると、こういうことになります。一方で温度計があるのは、そのラインから 1m 弱離れているところですので、そこの温度がプラスになったからといって即、ライン上の温度、といいますか、そのアイスキャンディーの半径の 60cm よりも、の中心部分、60cm のエリアまでプラスになっているということはすぐには判断できないということですので、そのライン上の凍土壁のところは損壊したということではないというふうに考えています。

◎石川委員

損壊したという表現はちょっと不適切だったかとは思いますが、やはり国民はあの大雨の状況を見て少なくとも、福島はいったい大丈夫なんだろうか、と思う気持ちは当たり前だと思うんですね。ましてやここに参加している委員さんは、皆さん大いなる関心を持ってあの報道を見ていたはずですから、もうちょっと丁寧な、今のようなご説明でもよろしいんですけど、丁寧な説明があってもよかったんじゃないかと思えます。

それと、すいません長くなって。もう一点、その次に労働環境の改善に向けた作業員へのアンケートというところで、これ、以前にも作業員の方にアンケートをして、休憩室が広くなったとか、中の地下通路をちょっと広くして、あまり暑くならなくて通り抜けができるようになったとか、まあまあ作業員の人から非常に環境改善について喜ばれているというようなお話で、まあそれは結構なことなんですよけれども、実際にそのアンケートの質問項目みたいなもの、この間はあったように

思いますけれども、今回もそういうものも開示していただけたらいいのかな、と思います。まあ、労働環境については、私、以前春先に言った健康、検診をどのくらいの、定期的にやってらっしゃるのか、その検査項目についてご質問させていただいたんですが、それについては正直感想として一般的な検査項目だなあと、もう少し血液画像みたいなものも詳しく見ていかないといけないんじゃないかなあという感想は持ったんですが、この次こういうものを情報提供されるのであれば、アンケートの内容についてもお知らせしていただきたいと思いました。

それとすいません、もう一つ。今日あの、県の規制基準適合性審査申請についてのお話が多くを占めたと思うんですが、その地元避難計画との整合性っていうのは、これは県が最終的に判断するという事でよろしいわけですね。これは県の。

◎桑原議長

これは県のほうからお答えをお願いしますか。いかがでしょうか。

◎市川原子力安全対策広報監（新潟県）

専門家の方々のご意見をいただきながら県として判断してまいりたいと思います。

◎石川委員

原子力に関連するいろいろ諸々の事っていうのは、要するに事故の起きた時の、先ほどから皆さんもおっしゃってましたけども、誰にどういうふうな責任の所在があるのかっていうことが一般市民からとても分かりにくいんだと思うんです。ですから福島のような事故が起きた時も、なんか国なのか、東電なのか、ということで、結局両方ともあやふやになっているという、未だにそれが続いているような気がします。例えばフィルタベント設備をつくりました、じゃあその使用については最終的に、最終決定はどなたがするんでしょうか、ということの前にこの場でお聞きした時に、元の横村所長さんは、あの時立ち上がって「それは私です」とおっしゃって、皆さん覚えてらっしゃると思うんですけど、それはそうなんだな、と。使用することは、ということは使用したことによる健康被害のようなことが起きた場合ですね、それもすべての責任は東京電力にある、ということなのかどうか。いろいろな意味で誰が判断、どういうふうに判断してどういうふうな最終決定で責任を持つのか、ということのを何か整理して、もうちょっと市民にわかりやすく提示していただきたいなど、これは意見です。

◎桑原議長

それは、県へのご意見、それとも。全部ってことですね。

◎石川委員

そうです。

◎桑原議長

じゃあご意見ということで、要望、ご意見ということで、さしていただきたいと思います。それではですね。あ、お答え願えますか。はい。

◎佐藤リスクコミュニケーター（東京電力ホールディングス（株）・本社）

あの、先ほどの作業員へのアンケートに関してですけれども、先ほどご説明を省きましたけれども、先ほどの大きなA3の資料の8/8ページをご覧いただきたいと思っています。

こちらの左の上のほう、矢羽の 2 つ目。労働環境の改善に向けた作業員へのアンケートとございまして、ここにポツが 2 つございますが、この 2 つ目になります。今回のアンケートの具体的な設問項目の一例がここに書かれているわけですが、改善効果の確認、設問で、コンビニ、シャワー室、ウェブ開設、これは一般の人が見れるようなウェブを 1F のウェブを開設したんですが、それについての最新の内容を追加、質問内容として追加してるということと、あともうひとつは、3 月から実はここに書いてある、運用開始させた、防護装備の軽減化、これは例えば福島第一の敷地では昔は全域、全面マスクが必要だったわけですが、敷地の確か 9 割くらいだったと思いますが、9 割ではもう全面マスクが要らないエリアになりました、といったようなことに関する、要は装備が軽くなったということに関する設問、それから、福島第一で今後も働く意思がありますか、といった質問もそこに加えているということでございます。

それから、質問全部につきましては数も多いんですけどもホームページのほうで公開させていただいております。

◎桑原議長

ありがとうございました。いかがでしょうか。

◎石川委員

はい、わかりました。

◎桑原議長

それではですね、今日は全員の方からご発言をいただきました。若干 5 分くらいちょっと早いんですがここで閉じさせていただきまして、事務局のほうから皆様にお知らせがございましたら。お願いします。

◎事務局

はい、ありがとうございます。それでは事務局から次回の定例会についてご連絡いたします。次回は 10 月 5 日水曜日、午後 6 時 30 分から、本日と同じく当センターでの開催となります。

以上を持ちまして、地域の会第 159 回定例会を終了させていただきます。ありがとうございました。

お疲れ様でした。お帰りの際は忘れ物ございませんように。ご確認をお願いいたします。